

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の趣旨

平成31年3月の地方税法施行令の改正に伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第2条第2項（課税額）

医療分の保険税課税限度額の引上げをします。

区 分		課税限度額		引上げ額
		現行	改正	
国民健康 保 険 税	医療分	580,000円	610,000円	30,000円
	後期高齢者 支援金分	190,000円	(改正なし) 190,000円	0円
	介護納付金分	160,000円	(改正なし) 160,000円	0円
合 計		930,000円	960,000円	30,000円

○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を軽減基準額の引上げにより拡大するものです。

軽減割合	改 正 内 容	
7割軽減	改正なし	
5割軽減	現行	前年の合計所得金額が、【33万円+27万5,000円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 190万7,000円
	改正	○軽減対象となる所得基準額を引き上げる。 前年の合計所得金額が、【33万円+28万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 193万1,000円
2割軽減	現行	前年の合計所得金額が、【33万円+50万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 287万1,000円
	改正	○軽減対象となる所得基準額を引き上げる。 前年の合計所得金額が、【33万円+51万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 291万5,000円

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和元年度の国民健康保険税から適用します。